

保険法施行に関する特則

平成22年3月2日実施

平成22年4月1日より、生命保険に関する法律として新たに「保険法」が施行されることになりました。

これに伴い、すでにご加入いただいているご契約についても、「保険法施行に関する特則」が適用され、お取扱いなどが一部変更となる部分がありますので、ご連絡申し上げます。

この冊子では、すでにご加入の保険に適用される「保険法施行に関する特則」についてご説明しております。また、弊社ではこの特則を平成22年3月2日から実施いたします。（失効中のご契約にも適用されます。）

お手元の「ご契約のしおり・約款」とあわせてこの冊子をご一読の上、保険証券とともに大切に保管していただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

I 保険法施行に関する特則について	
1. 保険金や給付金の支払時期について.....	1
2. 債権者等から解約請求があった場合における 保険金等の受取人による保険契約の存続について.....	2
3. 重大事由による解除について.....	3
4. 受取人の変更・遺言による受取人変更について.....	3
5. 実施日について.....	3
II お問い合わせ・ご相談などについて.....	4
保険法施行に関する特則.....	5



損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

I 保険法施行に関する特則について

1. 保険金や給付金の支払時期について

保険金や給付金の支払時期について、原則となるお支払期限のほか、事実確認等のためお支払期限が延長されるケースとそのお支払期限を明確化しました。

	改 定 後		改 定 前
(1) 原 則	請求書類が会社に到着した日の翌日から 5営業日以内 [※]		請求書類が会社の本社に 到着した日の翌日から 5営業日以内 [※]
(2) 事実確認が 必要な場合	① 支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ② 免責事由に該当する可能性がある場合 ③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ④ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当 する可能性がある場合	請求書類が会社に 到着した日の翌日から 60日以内	具体的なケースや支払期 限は、約款上明記されて いなかった。
(3) (2)の事実確認 について、特別 な照会や確認が 必要な場合	○ 医療機関または医師に対する照会のうち、 照会先の指定する書面等の方法に限定される 照会が必要な場合 ○ 災害救助法が適用された地域における調査 が必要な場合	請求書類が会社に 到着した日の翌日から 90日以内	
	○ 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく 照会が必要な場合 ○ 研究機関等の専門機関による医学または工 学等の科学技術的な特別の調査、分析または 鑑定が必要な場合	請求書類が会社に 到着した日の翌日から 120日以内	
	○ ご契約者、被保険者または保険金もしくは 給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴 その他の刑事手続が開始されたことが報道等 で明らかである場合における、送致、起訴、 判決等の刑事手続の結果についての警察、検 察等の捜査機関または裁判所に対する照会が 必要な場合 ○ 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が会社に 到着した日の翌日から 180日以内	

※ 平成2年12月1日以前の契約の場合は5日以内

⚠ 請求書類が会社に到着した日とは、完備された請求書類が会社に到着した日をいいます。

⚠ 上記の保険金や給付金の支払時期に関する規定は、保険法によってご加入の契約にも遡及して適用することとされています。

2. 債権者等から解約請求があった場合における保険金等の受取人による保険契約の存続について

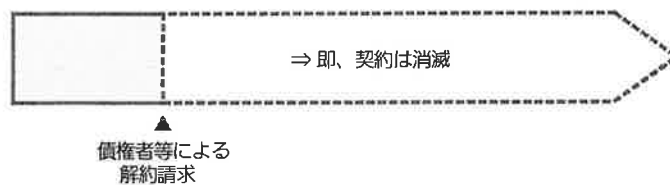
通常、保険契約の解約の当事者は保険契約者です。しかし、保険契約に質権や差押の設定がなされた場合、保険契約者の差押債権者や破産管財人（これらの者を以下「債権者等」といいます。）が解約返戻金を受け取るために保険契約を解約する場合があります。

この場合、保険契約は消滅するため、保険金等の受取人は、万一の場合の生活保障などを失うこととなります。

そこで、保険法では、つぎのことが定められ、実施されることになりました。

- ① 原則として債権者等の解約請求の効力発生は1か月経過後となる。（下記ケース1）
- ② 保険金等の受取人が、上記①の1か月を経過するまでの間に、解約返戻金相当額を債権者等に支払うなど一定の要件を満たせば、保険契約を継続できる。（下記ケース2）

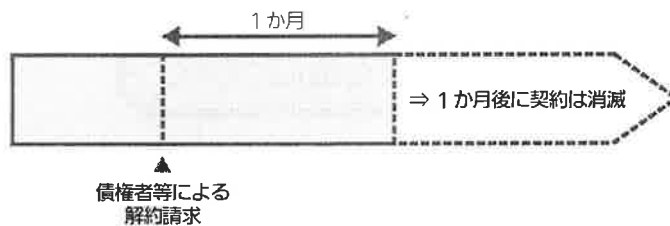
これまで



債権者等による解約請求があった場合、即時に解約の効力が生じ、契約が消滅してしまっていた。

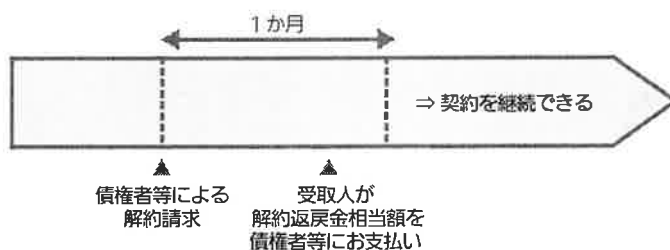
保 険 法 対 応 後

ケース1



債権者等による解約請求があった場合でも、解約の効力発生はその1か月経過後となります。

ケース2



債権者等による解約請求があった場合でも、受取人が解約返戻金相当額を債権者等に支払った場合には、解約の効力は発生せず、契約を継続できます。

⚠ 保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定は、保険法によってご加入の契約にも遡及して適用することとされています。

⚠ 平成22年4月1日以降の解約の通知から適用されます。

⚠ 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。

- ① ご契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を会社に対して通知すること

また、保険金等の受取人が以下のすべてを満たす場合に限りです。

- ・ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・ご契約者でないこと

3. 重大事由による解除について

保険金請求詐欺や保険金取得目的の殺人未遂などの重大事由に該当した場合、会社にご契約を解除することがあります。

(昭和63年4月以降の約款から同様の規定がありましたが、その内容がより明確化されました。)

<重大事由により保険契約が解除される場合>

- (1) 保険金等を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金等の請求に関し、詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、ご契約の存続を困難とする上記(1)～(3)と同等の事由があるとき
- (5) 他の保険者との間で締結した保険契約等が重大事由によって解除されることにより、ご契約の存続を困難とする上記(1)～(4)と同等の事由があるとき
- (6) その他上記(1)～(5)と同等の重大な事由があったとき

! 重大事由による解除に関する規定は、保険法によってご加入の契約にも遡及して適用することとされています。

4. 受取人の変更・遺言による受取人変更について

保険金等の受取人の変更については、通知が会社に到達した場合、遡って「保険契約者が通知をした時」から効力が生じることとなりました。(これまでは、受取人変更の効力の発生時期は「会社が承認した時」からでした。)

また、遺言によって受取人の変更ができるようになりました。

ただし、法的に有効な遺言であることが必要です。

5. 実施日について

保険法施行に関する特則は、平成22年3月2日から適用されます。

当社ホームページもご覧ください

当社ホームページでは、この冊子の内容にくわえて、代表的な変更点をわかりやすくご紹介しています。ぜひあわせてご利用ください。

当社ホームページ (<http://www.himawari-life.com>) からアクセス
ご契約者の皆様へ ➡ ご契約者の皆様へ 大切なお知らせ

Ⅱ お問い合わせ・ご相談などについて

①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、苦情・ご意見は各窓口までご連絡ください。

○契約者ご本人様（保険金・給付金のご請求は受取人様）からお願いします。

○保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

○お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券、領収証は大切に保管してください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■各種お手続き・お問い合わせ <table border="1"> <tr> <th colspan="2">お手続き例</th></tr> <tr> <td>①保険金・給付金のご請求</td><td>⑤保険料払込口座の変更</td></tr> <tr> <td>②転居、町名変更、通信先変更</td><td>⑥ご契約内容の変更、解約</td></tr> <tr> <td>③名義変更、受取人変更、改姓</td><td>⑦ご契約内容のお問い合わせ</td></tr> <tr> <td>④保険証券紛失</td><td>⑧その他お手続き</td></tr> </table>	お手続き例		①保険金・給付金のご請求	⑤保険料払込口座の変更	②転居、町名変更、通信先変更	⑥ご契約内容の変更、解約	③名義変更、受取人変更、改姓	⑦ご契約内容のお問い合わせ	④保険証券紛失	⑧その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
お手続き例											
①保険金・給付金のご請求	⑤保険料払込口座の変更										
②転居、町名変更、通信先変更	⑥ご契約内容の変更、解約										
③名義変更、受取人変更、改姓	⑦ご契約内容のお問い合わせ										
④保険証券紛失	⑧その他お手続き										
■苦情・ご意見のあるお客様	お客様相談室  0120-273-211 月曜日～金曜日 9:00～18:00										

※ 日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。

※ 携帯電話・PHSからも通話が可能です。

②当社のお手続きに関する事項や各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.himawari-life.com>

当社ホームページでは24時間365日いつでも以下のお手続き・ご契約内容照会等ができます。

○住所変更、保険料控除証明書再発行

○ご契約内容照会、保険料振替口座の変更、改姓、受取人の変更に関する書類郵送（ホームページからあらかじめご登録が必要です）

③(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXでは受付けておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

このページの内容は、平成22年3月1日現在のものです。

保険法施行に関する特則

第1条（特則の適用）

- 1 この特則は、平成22年3月2日以降、平成22年3月1日以前に締結された保険契約について適用します。
- 2 この特則の適用に際しては、保険証券に記載しません。

第2条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にかかわらず、保険金または給付金（名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の請求、支払時期および支払場所については、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 保険金等は、主約款または特約条項に定める請求書類が会社に到達した日の翌日から5営業日（平成22年12月1日以前に締結された保険契約の場合は5日）以内に会社の本社で支払います。
- (2) 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの(ア)から(イ)に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(ア)から(イ)に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前号の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、主約款または特約条項に定める請求書類が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。
 - (ア) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
主約款または特約条項に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (イ) 免責事由に該当する可能性がある場合
主約款または特約条項に定める支払事由が発生した原因
 - (ウ) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (エ) この特則に定める重大事由または詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (イ)および(ウ)に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までににおける事実
- (3) 前号の確認をするため、つぎの(ア)から(カ)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2号にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、主約款または特約条項に定める請求書類が会社に到達した日の翌日から(ア)から(カ)に定める日数（(ア)から(カ)のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (ア) 前号(ア)から(イ)に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (イ) 前号(イ)から(エ)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
120日
 - (ウ) 前号(ア)、(イ)または(エ)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定
120日
 - (エ) 前号(ア)、(イ)または(エ)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前号(ア)、(イ)または(エ)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (オ) 前号(ア)から(イ)に定める事項についての日本国外における調査
180日
 - (カ) 前号(ア)から(イ)に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査
90日
- (4) 前2号に定める保険金等を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金等の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
- (5) 第2号および第3号に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

第3条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、5年ごと利差配当付個人年金保険の場合、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となるときは、本条を適用しません。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、会社所定の保険金等の支払事由が生じ、会社がその保険金等を支払うべきときは、会社の定める方法により計算した当該支払うべき金額を限度として、つぎの各号の金額を債権者等に支払います。

- (1) 第2項本文の金額
- (2) すでに会社が債権者等に支払った金額がある場合、前号にかかわらず、第2項本文の金額からすでに債権者等に支払った金額を差し引いた金額
- 5 前項の場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、会社の定める方法によりその保険金等の受取人に支払います。
- 6 本条の規定は、平成22年4月1日以降に第1項の解約の通知がされた場合に適用します。

第4条（重大事由による解除）

- 1 主約款および特約条項の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（被保険者の死亡を支払事由とする保険金等の場合は被保険者を除きます。）または保険金等の受取人が保険契約の保険金等（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- 4 保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第5条（受取人の変更）

- 1 主約款および特約条項の規定により保険金等の受取人を変更できる場合には、保険契約者から特段の申し出がない限り、主約款および特約条項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、保険金等の受取人を変更することができます。
 - (2) 前号の通知が会社に到達した場合には、保険金等の受取人の変更は、保険契約者はその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金等の受取人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 2 保険金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡した場合、保険契約者から特段の申し出がない限り、主約款および特約条項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 保険金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金等の受取人とします。
 - (2) 前号の規定により保険金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により保険金等の受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金等の受取人とします。
 - (3) 前2号により保険金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、主約款または特約条項に定める請求書類を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第6条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、主約款および特約条項の規定により保険金等の受取人を変更できる場合には、保険契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。
- 2 前項の保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第7条（特則の解約）

この特則のみの解約は取り扱いません。

別表1 請求書類

請 求 項 目	請 求 書 類
① 保険金等の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金等の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
② 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

平成22年2月



損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

〒163-0435 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階 TEL: 03-3348-7011 (代表)
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.com>

SJHL-A-09-186 (2010.3.2)